

Ⅲ. 時事問題

1. 新自由主義「改革」下の教育政策

藤田 和也

本稿は、1998年12月にスポーツ科学共同研究室の時事問題検討会において、上記のテーマで報告（当時の諸論を紹介）したものの再録であり、その後の動向を加味してはいない。

このところ、橋本内閣が新自由主義体制への転換をもくろんで打ち出した6大改革の一環としての教育改革（資料参照）が、矢継ぎ早に進められている。まず、この2、3年の教育政策動向を、文部省の教育政策関連文書を中心に眺めることにしたい。以下は、教育政策関連文書の年譜である。

1. 最近の教育政策の動向

96.7 生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」
生涯学習社会の実現、大学・学校の開放、民間活力の活用、利用者の経費負担

96.7 財政制度審議会「財政構造改革を考える－明るい未来を子どもたちに」
国の教育費支出の削減（教科書無償措置、教育補助金、私学助成等の見直し、国立大学学部別授業料の導入、育英奨学金の返還免除等の見直し）を提案（石弘光監修『財政構造改革白書』96.10）

96.7 第15期中央教育審議会答申（第1次答申）「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

「生きる力」と「ゆとり」をキーワードに、学校教育のあり方、学校・家庭・地域の連携などについての諸施策、「学校のスリム化」（経済同友会の「学校から『合校』へ」'95.4の提言を採用）

96.12 地方分権推進委員会第1次勧告「分権型社会の創造」
「明治以来続いてきた中央集権型行政システム」の地方分権型への転換、「国と地方の役割分担」

97.1 文部省「教育改革プログラム」

中高一貫教育制度の導入、大学入学年齢制限の緩和、通学区域の弾力化、高等学校における学校外の体験的活動（ボランティア）の単位認定、完全学校五日制の2003年からの実施、教員養成カリキュラムの改善、地方教育行政システムの改善、大学・高校入試の改善、高等教育機関の活性化（大学改革の推進・大学院の充実強化・任期制など）

97.6 第16期中央教育審議会答申（第2次答申）

中高一貫教育の選択的導入、大学への「飛び入学」の容認、学校制度の複線化・柔軟化・弾力化、学校選択の拡大

97.7 地方分権推進委員会第2次勧告「

専門職員等の配置や付属機関の設置などの「必置規制」の緩和
「権限」委譲と合わせて「負担」の移譲

97.7 教育職員養成審議会第1次答申

教員養成カリキュラムの改革（教職科目の重視＝教職専門科目19→31単位へ増、教科に関する専門科目40→20単位へ減。開放性の危機！）

98.3 中教審・地方教育行政小委員会（中間報告）

校長権限の拡大、教育長の任命承認制の廃止と議会での同意導入など学校裁量の拡大を提言

98.3 中教審「幼児期からの心の教育の在り方について」（中間報告）

子どもの「心の教育」について86項目（家庭33、学校32、地域社会21）を提言

98.7 社会経済生産性本部・教育改革中間報告

公立小中学校の校区制の廃止、高等学校学力検定試験の導入、
大学入試・大学定員制の廃止などを提案

98.7 教育課程審議会答申

時間数「縮減」、教育内容「厳選」、小学高学年からの選択学習や習熟別学級編成が可能、
中学校で選択授業の大幅拡大、「総合的な学習の時間」の新設、特色のある教育・学校づくりの強調

98.9 中教審・地方教育行政制度に関する答申

教育行政の分権化、学校の自主性確立、住民参加、教育長任免承認制廃止、校長の権限強化、学校評議会の導入

98.11 小学校・中学校の学習指導要領案、幼稚園教育要領案を公表

2. 今日の政府主導の「教育改革」どうみるか

近年の「教育改革」攻勢の特徴を、乾彰夫は端的に次のように述べる。

この2年ほど、日本の公教育は戦後改革以来かつてないラディカルな「教育改革」攻勢にさらされている。学校スリム化（中教審第一次答申）、通学区弾力化等による学校選択の拡大（「教育改革プログラム」等）、公立中高一貫校の選択的導入を含む「複線型」学校体系（中教審第二次答申）など一連の攻勢は、戦後の公教育体制——単線型の公立学校制度をとおしてすべての子どもについて全国的に平等・共通の教育を提供すること——を大きく転換させようとしていると述べている。そしてその基本コンセプトは、「選択の自由」というキーワード（中教審第二次答申）に象徴されるような新自由主義理念である。（乾 彰夫「新自由主義『改革』の現段階」『教育』1998 3）
また、渡辺は、その政治的背景について次のよ

うに指摘する。

第一次、第二次中教審答申が出され、教育改革の動きが急である。……この「教育改革」が橋本内閣の「六大改革」のひとつにつけ加えられたこと、また、現在の教育改革が「公教育のスリム化」という特定の内容と方向をもって、さらに他にもなく文部省の教育改革にたいする方針が90年代に入って80年代までのそれとは大きく変貌していることなどについて、たんに教育困難の解決をめぐる試行錯誤の結果という視点からだけで説明できない。

今日の教育改革浮上の背景には、文部省や中教審といった主体のみでなく、教育に不満を昂進させ改革を切望している財界の圧力と政治の追随を見なければならない。

今日の教育改革は結論をいえば、日本企業の多国籍化にともなう支配層の既存政治や制度さらには社会構造の体系的改革の一環として登場しており、公教育の縮小により、既存企業社会的統合の再編を指向しているように見える。（渡

辺 治「支配層の 21 世紀戦略と教育改革」『教育』1997.9)

3. 90 年代の文部省の教育政策の「転換」

をめぐって

1980 年代の中曽根「臨教審」の審議過程では、文部省と自由化論者との綱引き状態があり、最終的には文部省がやや引き戻した感があったが、90 年代は文部省の自由化論への「屈服」が起こったという見方がある。前出の渡辺は次のように言う。

80 年代臨教審改革の際には、管理主義の拠点として自由化派に立ち向かった文部省の転向と、自由化論への屈服が起こったのである。もっとも、この文部省の教育政策の転換は一気に起こったのではなく、おおむね二段階を経て生じてきたと思われる。

第 1 段階 90 年代初頭に文部省が新しい学力観を提起し、業者テスト追放に踏み切った時点（管理主義的対策の破綻を自覚し、「教育の多様化」路線を強める）。教育内在的な過渡的な改革。

第 2 段階 第 15 期中教審答申における「学校スリム化」。財界の強烈的な圧力（公教育の縮小）

（渡辺 治 前掲論文）

この分析に対し、久富善之は文部省の全面的屈服とはとらえない見解を提示している。

財界の「自由化・規制緩和」要求に、管理・統制派の文部省が「屈服した」という分析もある。しかしたてまえでどんなに「屈服」や「方向転換」をしたように見えても、文部省が戦前からの全国的官僚統制体制をその後も維持することに戦後改革時から今日までどれほどしぶとく立ち回り腐心してきたことか。日本の官僚機構が徹底的な国民的批判にさらされないままに、その権益をやすやすと手放すことは考えられない。

（以下、同論文の脚注より）渡辺論文は、今日の教育政策動向の政治的・経済的背景を資本の多国籍企業か段階の問題として摘出して示唆深

いが、その「二段階の転向」過程で、「自由化」論の側にも変質が起こっていないか。たとえば、同論文で「歴史的な早産」とされる臨教審時代の「八〇年代自由化論」は、英・米での論調にも乗って「教育の官僚統制批判」「文部省解体」をはっきり主張していた。（久富善之「教育改革における統制と緩和と参加・自治」『教育』1998.3）

さらに久富は、同論文で、今日の教育改革の状況を、文部省の「官僚統制」、財界の「規制緩和」要求、住民・父母・教師の「参加・自治」の、3 者のせめぎあいの状態としてとらえ、次のように述べる。

ともあれ、筆者がここで言いたいことは、現在の教育改革をめぐって「官僚統制」と「規制緩和」とそして「参加・自治」の三つのファクターがせめぎあっているということである。だから、「規制緩和」ということで、個別学校の裁量権の拡大とか、さまざまな統制の柔軟化などが上から出てきても、それで「民間教育運動側の主張が取られた」などとたじろぐ必要はなく、そこでいかに下からの自治や本物の参加がむしろ排除されているか、であるがゆえに実は、それが統制の事実上の温存につながっていくかを正確に見ていけばよいと考える。同時に上からの「改革」路線が統制柔軟化を出してくる状況は、そこに私たち民間側にとっての新しい可能性も生まれていると思う。……

したがって、官僚機構が既得権益にしがみついて手放せないことが特徴の「日本型規制緩和」路線において、支配層のなかに「教育改革」に関する正反対方向間の「綱引き」と「ありうべからざる妥協」があるという矛盾状況は、それらをのり越えて新しい教育あり方の実現をめざす人々に、今までにない可能性の時代、民主的なイニシアティブの形成可能性の時代を開いているのである。

（久富善之 前掲論文）

4. 文部省の教育課程行政の「揺れ」と「行き詰まり」

こうした矛盾状況のなかで引き続き国家統制の枠内にとどめようとする文部省の教育課程行政にも、ある種の揺らぎや行き詰まりがほの見える。この点を指摘した二人の論稿から紹介しよう。

まず、前出の乾は、教課審答申に揺れる学校像を見る。

教課審答申を読み通して、まず第一に感じることは、そこに描かれている「学校像」が揺れていることである。中教審第一次答申(1996.7)やとりわけ財界(たとえば経済同友会「学校から『合校』へ」1995.4)などからはラディカルな「学校スリム化」論がこれまでに提起されていた。そこでは従来、学力形成以外にも学校がになってきた広い意味での教育的機能のかなりの部分を、家庭・学校などの学校外に押し出すことが主張されていた。しかし、今回の教課審答申冒頭の「基本的考え方」で描かれる学校像は、これらとはかなり異なる。すなわちここでは、……現在ある学校生活全体のもつ教育的意義が強調されている。

……「スリム化」「分権化」「規制緩和」「市場化」など、激しい「新自由主義改革」攻勢のなかで、教課審答申はかなり「保守的」な位置にとどまっているといっている(ただしここで「保守的というのは政治的保守という意味ではない)。これは、……今日の教育政策をめぐる「支配層」の複雑なヘゲモニー争いの一断面を示しているものであろう。(乾 彰夫「教課審答申の描く高校像と高校教育ダンピング」『高校のひろば』Vol.30 1998.12)

さらに久富は、強力な統制によって「学校知識」の行き詰まり状況を生み出している文部省の教育課程行政の「犯罪性」を厳しく指摘している。

日本の学校知識をオフィシャルに(国家法制上で公式に)規定する「学習指導要領」のレベルでは、ここ三〇～四〇年の間、度重なる「精選」のかけ声にもかかわらず、確実に「過密化と難化」がすすんでいるのである。これは、集

会や雑誌上で表明されている多くの教師たちの実感とも符合していると思う。つまり、教科書の内容は増え続け、全体として過密になる、難しいものが下の学年に降りてくる、小学校低学年が特別に過密になる、というあの最悪の状況のことである。

だとするとこの点で、中央教育官僚機構は「教育知識の自己肥大化を制御して適度に保つ」という大事な課題が果たせない犯罪的な「無力さ」を露呈している。それでいて彼らは、この不適切な「過密カリキュラム」を子どもと現場に押しつける点では、「強力な」官僚統制の力を発揮してきたのだから、彼らの犯罪性はまさに二重である。

……学校知識の「テスト目的化」から「形骸化・苦役化・離脱化」ということからの流れにおいて、オフィシャルなレベルでの学校知識の強力な「国家(官僚)統制」と、社会過程レベルでの学力・学歴獲得競争の激化(「競争の教育」の支配)とは、表裏一体、完全な共犯関係にあったのである。……学校知識が、オフィシャルなレベルで画一統制された性格であったことが、社会過程レベルの獲得競争の一元的な激化の絶好の条件となってしまう、また競争激化が「国家による画一的統制」を「自明視・当然視」する意識を一般化する力になってしまったのである。

(久富善之「学校知識の行き詰まりと再生との岐路」『教育』1998.11)

教育 改革 プ ロ グ

心の教育を充実する

主要事項	タイムスケジュール
<p>《幼児期からの心の教育の充実》</p> <p>国民的機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭におけるしつけの充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 母子保健の機会を活用した家庭教育への支援（厚生省との連携） ② 父親の家庭教育への参加の促進 ○ 地域社会の力を活用 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域での子育てを支援 ② 子どもの体験機会の充実 ○ 有害情報への取組 ○ 学校は心を育てる場に <ul style="list-style-type: none"> ① 道徳教育の改善充実 ② カウンセリングの充実 ③ 問題行動への毅然とした対応 	<p>中教審諮問 (平成9年8月4日) → 中間報告 (平成10年3月31日) → 答 申 (平成10年6月30日) → 所要の施策の推進</p> <p>↓</p> <p>平成10年度新規施策の実施 家庭教育カウンセラー活用調査研究 子供の「心の教育」全国アクションプラン等</p> <p>↓</p> <p>特に平成10年度において（緊急性の高い施策の実施）（補正予算にて措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に対するPR ○ 安全な学校のための再点検 ○ 道徳教育の改善充実 ○ 「心の教室」の整備 ○ 「心の教室相談員」によるカウンセリングの充実
<p>○ 生きる力の育成とゆとりある学校生活の実現</p> <p>完全学校週5日制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容の厳選・見直し ○ 授業時間数の削減 <p>【当初予定より1年早めて実施】</p>	<p>教育課程審議会で審議 (平成10年6月22日審議まとめ) → 答 申 (平成10年7月末を予定) → 省令改正・指導要領告示 (平成10年度中を目標) → 教科書編集・検定・採択 (平成11～13年度)</p> <p>↓</p> <p>平成14年度から完全学校週5日制と新教育課程を実施</p> <p>○ 総合的な学習の時間の創設（小学校からの英語学習など）</p> <p>○ 選択学習の幅の一層の拡大</p> <p>○ 道徳教育の改善充実</p>
<p>○ 子供の悩みを受け止められる教員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 養成カリキュラムの改善 ② 社会人の学校への活用の推進 <p>③ 教員の資質の高度化の検討（大学院修士課程の積極的活用）</p> <p>④ 養成・研修段階における教員の社会体験の推進</p>	<p>①～②教育職員養成審議会 → 教育職員免許法改正案提出（通常国会） → 大学、教育委員会等に周知（平成10年度） → 大学等の課程認定（平成10年度～）</p> <p>↓</p> <p>社会人活用の拡大については、平成10年7月から実施</p> <p>↓</p> <p>平成11年度から、新カリキュラム移行</p> <p>③教育職員養成審議会で審議 → 答申（平成10年10月頃を目標） → 所要の施策の推進</p> <p>④所要施策の実施（教員養成における介護等体験の導入（介護等体験特例法）・社会体験研修の拡大）</p>

個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度を実現する

主要事項	タイムスケジュール
<p>○ 中高一貫教育制度の導入 中等教育学校の創設など学校制度の多様化</p>	<p>中 教 審 答 申 (平成9年6月26日) → 学校教育法等改正案提出 (通常国会) → 平成11年度から各県等で整備</p> <p>(平成10年6月5日成立)</p>
<p>○ 大学入学年齢制限の緩和 (当面、数学 物理学の分野) 18才以上-17才以上</p>	<p>省 令 改 正 (平成9年7月31日) → 平成10年度から実施</p>
<p>○ 大学入試・高校入試の改善</p>	<p>大学や教育委員会等の取組を促す (高校については、各高校の特色を生かした高校入試の実施 大学については、センターの試験の多様な利活用の促進 など)</p>
<p>○ 専門学校卒業者の大学への編入学</p>	<p>大学審議会答申 (平成9年12月18日) → 学校教育法等改正案提出 (通常国会) → 平成11年度から実施可能</p> <p>(平成10年6月5日成立)</p>
<p>○ 公立小・中学校の通学区域の弾力化</p>	<p>市町村への通知・情報提供を実施（事例集の作成・国立教育会館の情報ネットワークの活用）</p>
<p>○ 幼稚園と保育所の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の共有化等弾力的運用の確立 ② 教育内容、教職員研修等について連携強化 	<p>厚生省と具体的方針を検討 (GJについては共同通知(平成10年3月)) → 平成10年度から各都道府県で順次実施</p>

ラム【主要事項】

現場の自主性を尊重した学校づくりを促進する

主要事項	タイムスケジュール
○ 主体性のある学校運営の実現 ① 校長のリーダーシップの確立 ② 学校運営システムの改善 ③ 父母や住民の意見を反映する開かれた学校づくり	中教審諮問 (平成9年9月30日) → 答申 (平成10年夏頃) → 所要の施策の推進 中教審諮問 (平成9年9月30日) → 中間報告 (平成10年3月27日) → 政府全体の地方分権推進計画決定 (平成10年5月29日) → 所要の法律案を提出 (平成11年通常国会の見込み)
○ 地方が責任をもつ行政制度の実現 (教育の地方分権) ◇ 文部省は学習指導要領・教科書など学校教育の基本的事項を決定・指導 ◇ 具体的な学校運営の細目等については、学校や教育委員会において決定 (その他、教育長の任命承認の廃止など)	生涯学習審議会諮問 (平成9年6月16日) → 中間まとめ (平成10年3月23日) → 政府全体の地方分権推進計画決定 (平成10年5月29日) → 所要の法律案を提出 (平成11年通常国会の見込み)

大学改革と研究振興をすすめる

主要事項	タイムスケジュール
○ 21世紀の大学像の策定 ① 大学院制度の改革 ② 学部教育の充実 ③ 大学の組織運営システムの見直し ④ 大学の客観的な評価システムの確立	大学審議会諮問 (平成9年10月31日) → 中間まとめ (平成10年6月30日) → 答申 (平成10年10月頃目途) → 所要の施策の推進
○ 柔軟な高等教育の実現 ① 通信制大学院の創設 ② マルチメディアの活用 ③ 校地面積基準の見直し ④ 大学における秋季入学の導入の促進 ⑤ 大学以外の教育施設等における学修の単位認定など	①~③ 大学審議会答申 (平成9年12月18日) → 大学設置基準等の改正 (平成10年3月) → 平成10年度から実施 ②~⑤ 新規制緩和推進3ヶ年計画 (閣議決定) → 関係省令の改正 (平成10年度中) (平成10年3月31日)
○ 学術研究と科学技術研究の総合的展開の推進 科学技術創設立国の実現のための施策の充実	学術審議会諮問 (平成10年1月14日) → (科学技術庁等との連携) → 答申 (平成11年夏頃) → 所要の施策の推進
○ 産学連携による研究の活性化 ① 大学における研究成果の民間への移転の促進 ② 産学官の共同研究施設の整備の促進	関係法律案の今国会への提出 (① 大学等技術移転促進法案 (平成10年4月24日成立) ② 研究交流促進法一部改正法案 (平成10年5月22日成立))